

平成29年第1回七戸町議会定例会
会議録（第3号）

平成29年3月9日（木） 午前10時00分 開議

○議事日程

- 日程第 1 報告第 1号 専決処分事項の報告について
(落枝事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて)
- 日程第 2 報告第 2号 専決処分事項の報告について
(平成28年度七戸町一般会計補正予算(7号))
- 日程第 3 議案第35号 七戸町学校宿泊学習等施設設置条例を廃止する条例について
- 日程第 4 議案第19号 七戸町研修施設設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第 5 議案第20号 七戸町個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第21号 七戸町防災会議条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第22号 七戸町防災行政用無線施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第23号 七戸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第24号 七戸町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第25号 七戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について七
- 日程第11 議案第26号 七戸町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第27号 七戸町税条例等の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第28号 七戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第29号 七戸町体育施設設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第30号 七戸町指定地域密着型サービスに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第31号 七戸町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

- 日程第 1 7 議案第 3 2 号 七戸町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 8 議案第 3 3 号 七戸町営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 9 議案第 3 4 号 七戸町農業施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 2 0 議案第 3 6 号 七戸町公の施設における指定管理者の指定期間変更について
(天間林老人福祉センター)
- 日程第 2 1 議案第 3 7 号 町道路線の廃止について
- 日程第 2 2 議案第 3 8 号 町道路線の認定について
- 日程第 2 3 議案第 3 9 号 業務委託変更契約の締結について
(七戸町防犯灯 L D E 化 E S C O 事業業務委託)
- 日程第 2 4 議案第 4 0 号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について
- 日程第 2 5 議案第 1 号 平成 2 8 年度七戸町一般会計補正予算 (第 8 号)
- 日程第 2 6 議案第 2 号 平成 2 8 年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算 (第 4 号)
- 日程第 2 7 議案第 3 号 平成 2 8 年度七戸町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 4 号)
- 日程第 2 8 議案第 4 号 平成 2 8 年度七戸町介護保険特別会計補正予算 (第 4 号)
- 日程第 2 9 議案第 5 号 平成 2 8 年度七戸町介護サービス事業特別事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 3 0 議案第 6 号 平成 2 8 年度七戸町七戸霊園事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 3 1 議案第 7 号 平成 2 8 年度七戸町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 4 号)
- 日程第 3 2 議案第 8 号 平成 2 8 年度七戸町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 4 号)
- 日程第 3 3 議案第 9 号 平成 2 8 年度七戸町水道事業会計補正予算 (第 5 号)
- 日程第 3 4 予算審査特別委員会審査報告
- | | |
|-----------|----------------------------|
| 議案第 1 0 号 | 平成 2 9 年度七戸町一般会計予算 |
| 議案第 1 1 号 | 平成 2 9 年度七戸町国民健康保険特別会計予算 |
| 議案第 1 2 号 | 平成 2 9 年度七戸町後期高齢者医療特別会計予算 |
| 議案第 1 3 号 | 平成 2 9 年度七戸町介護保険特別会計予算 |
| 議案第 1 4 号 | 平成 2 9 年度七戸町介護サービス事業特別会計予算 |
| 議案第 1 5 号 | 平成 2 9 年度七戸町七戸霊園事業特別会計予算 |

議案第16号	平成29年度七戸町公共下水道事業特別会計予算
議案第17号	平成29年度七戸町農業集落排水事業特別会計予算
議案第18号	平成29年度七戸町水道事業会計予算

議事日程第 1 議案第41号 工事請負契約の締結について
(城南小学校大規模改造工事)

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（16名）

議長	16番	田嶋輝雄君	副議長	15番	三上正二君
	1番	二ツ森英樹君		2番	小坂義貞君
	3番	澤田公勇君		4番	疍清悦君
	5番	岡村茂雄君		6番	附田俊仁君
	7番	佐々木寿夫君		8番	瀬川左一君
	9番	盛田惠津子君		10番	田嶋弘一君
	11番	松本祐一君		12番	田島政義君
	13番	中村正彦君		14番	白石洋君

○欠席議員（0名）

○説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	小又勉君	副町長	似鳥和彦君
総務課長	鳥谷部昇君	支所長 (兼庶務課長)	八幡博光君
企画調整課長	高坂信一君	財政課長	金見勝弘君
地域おこし 総合戦略課長	田嶋邦貴君	会計管理者 (兼会計課長)	加藤司君
税務課長	鳥谷部勉君	町民課長	甲田美喜雄君
社会生活課長 (兼城南児童館長)	氣田雅之君	健康福祉課長	田嶋史洋君
商工観光課長	附田敬吾君	農林課長	天間孝栄君
建設課長	仁和圭昭君	上下水道課長	原田秋夫君
教育委員会委員長	附田道大君	教育長	神龍子君
学務課長	中野昭弘君	生涯学習課長 (兼中央公民館長・ 南公民館長・ 中央図書館長)	鳥谷部慎一郎君

世界遺産対策室長	小 山 彦 逸 君	農 業 委 員 会 会 長	高 田 武 志 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	町 屋 均 君	代 表 監 査 委 員	野 田 幸 子 君
監 査 委 員 事 務 局 長	原 子 保 幸 君	選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	古 屋 敷 満 君
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	甲 田 美 喜 雄 君		

○職務のため会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	原 子 保 幸 君	事 務 局 次 長	中 村 孝 司 君
---------	-----------	-----------	-----------

○会議を傍聴した者（3名）

○会議の経過

○開議宣告

○議長（田嶋輝雄君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しております。

したがって、平成29年第1回七戸町議会定例会は成立いたしました。

議長において作成いたしました議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

これより、3月3日の会議に引き続き、本日の会議を開きます。

その前に、3月3日の4番議員啗清悦君の一般質問の発言について、本人より教育長に対して不穏当な質問があったことに対してまして発言を取り消す旨の謝罪と申し出がありましたので、会議規則第119条の規定によりまして、議長の判断により、不穏当な発言につきまして、取り消したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。

したがって、本件につきましては、議長判断に一任願います。

それと、3月8日の予算審査特別委員会の7番委員質問のスクールバス停留所の設置場所に対する学務課の答弁に訂正がございます。

学務課長。

○学務課長（中野昭弘君） おはようございます。

昨日の予算審査特別委員会で、佐々木委員から御質問のありましたスクールバスの待合所の件で、榎林集会所子ども園の付近という答弁を申し上げましたが、二ツ森地区の間違いでございました。大変申しわけございません。

なお、榎林集会所付近のスクールバスの待合所に関しては、昨日、工事のほうを完了しております。

以上です。

○議長（田嶋輝雄君） 7番議員よろしいですか。

○日程第1 報告第12号

○議長（田嶋輝雄君） それではこれより、議案審議に入ります。

日程第1 報告第1号専決処分事項の報告について（落枝事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて）を議題とします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、報告第1号専決処分事項の報告について(落枝事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて)は、原案のとおり承認されました。

○日程第2 報告第2号

○議長(田嶋輝雄君) 日程第2 報告第2号専決処分事項の報告について(平成28年度七戸町一般会計補正予算(第7号))を議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、報告第2号専決処分事項の報告について(平成28年度七戸町一般会計補正予算(第7号))は、原案のとおり承認されました。

○日程第3 議案第35号

○議長(田嶋輝雄君) 日程第3 議案第35号七戸町学校宿泊学習等施設設置条例を廃止する条例についてを議題とします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（田嶋輝雄君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第35号七戸町学校宿泊学習等施設設置条例を廃止する条例については、原案のとおり可決されました。

○日程第4 議案第19号

○議長（田嶋輝雄君） 日程第4 議案第19号七戸町研修施設設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第19号七戸町研修施設設置及び管理に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

○日程第5 議案第20号

○議長（田嶋輝雄君） 日程第5 議案第20号七戸町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第20号七戸町個人情報保護条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○日程第6 議案第21号

○議長(田嶋輝雄君) 日程第6 議案第21号七戸町防災会議条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第21号七戸町防災会議条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○日程第7 議案第22号

○議長(田嶋輝雄君) 日程第7 議案第22号七戸町防災行政用無線施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第22号七戸町防災行政用無線施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○日程第8 議案第23号

○議長（田嶋輝雄君） 日程第8 議案第23号七戸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第23号七戸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○日程第9 議案第24号

○議長（田嶋輝雄君） 日程第9 議案第24号七戸町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第24号七戸町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する

条例については、原案のとおり可決されました。

○日程第10 議案第25号

○議長（田嶋輝雄君） 日程第10 議案第25号七戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

5番議員。

○5番（岡村茂雄君） この条例改正、どういう趣旨で改正するのか教えていただけませんかでしょうか。

○議長（田嶋輝雄君） 総務課長。

○総務課長（鳥谷部 昇君） お答えいたします。

国では、いわゆるインバウンド観光ということで、外国人の観光客をたくさん日本のほうに呼び込むというようなことで、さまざまな事業を展開しております。そういった中で、町でも平成27年度に七戸町観光振興計画というのをつくりましたけれども、それを積極的に推進するというようなことから、職員を観光庁に2年間派遣すると。それに伴う給料の地域手当ということで20%相当分をかさ上げして支給するというようなことの条例改正でございます。

○議長（田嶋輝雄君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第25号七戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○日程第11 議案第26号

○議長（田嶋輝雄君） 日程第11 議案第26号七戸町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

7番議員。

○7番（佐々木寿夫君） 職員を県外に長期研修させるに当たってということで旅費の支給などが出ているのですが、お伺いいたします。県外に職員を研修させる予定というのは平成29年はありますか。

○議長（田嶋輝雄君） 総務課長。

○総務課長（鳥谷部 昇君） お答えいたします。

先ほども、お話ししましたとおり、観光庁へ2年間派遣するというので平成29、30年度ということで予定しております。

○議長（田嶋輝雄君） 7番議員。

○7番（佐々木寿夫君） これは何人予定しているのですか。

○議長（田嶋輝雄君） 総務課長。

○総務課長（鳥谷部 昇君） お答えいたします。

1名でございます。

○議長（田嶋輝雄君） 7番議員。

○7番（佐々木寿夫君） 予算書を見て、平成29年度の予算書には、この職員の長期研修のところは、予算がとられていないと私は記憶しているのですが、その辺はどうですか。

○議長（田嶋輝雄君） 総務課長。

○総務課長（鳥谷部 昇君） お答えいたします。

研修という名目での予算はとっておりません。人件費ということでとっております。

○議長（田嶋輝雄君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第26号七戸町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○日程第12 議案第27号

○議長（田嶋輝雄君） 日程第12 議案第27号七戸町税条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第27号七戸町税条例等の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○日程第13 議案第28号

○議長(田嶋輝雄君) 日程第13 議案第28号七戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第28号七戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○日程第14 議案第29号

○議長(田嶋輝雄君) 日程第14 議案第29号七戸町体育施設設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第29号七戸町体育施設設置条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○日程第15 議案第30号

○議長(田嶋輝雄君) 日程第15 議案第30号七戸町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

7番議員。

○7番(佐々木寿夫君) この条例は、高齢者が住みなれた地域で安心して生活を送るといような趣旨だと思うのですが、まず最初に伺います。

18人以上の小規模な通所介護の地域密着サービスの移行とありますが、18人以上の小規模な通所介護の施設というのは現在今、七戸町ではどの施設が対象になりますか。

○議長(田嶋輝雄君) 健康福祉課長。

○健康福祉課長(田嶋史洋君) お答えします。

18人以上ではなくて、18人以下でございます。七戸町では、グループホームとか小規模多機能型の事業者が該当になってございます。一応4カ所、グループホームクレオ七戸、美土里荘グループホーム櫟、天寿園グループホーム、それからパリアティブケアセンターこだまと、こういう施設が対象となってございます。

○議長(田嶋輝雄君) 7番議員。

○7番(佐々木寿夫君) 対象の施設は、わかりましたが、次お伺いします。

この利用者は、要支援1、2、それから要介護1、2、3、4、5と、こうあるのですが、これらは今までどおり利用できるのですか。それから、利用のための料金はどうなるのか。それを伺います。

○議長(田嶋輝雄君) 健康福祉課長。

○健康福祉課長(田嶋史洋君) お答えいたします。

今までの利用は、全て同じです。この条例改正に当たっては今まで18人以下の小規模施設においても、県が指定しておりました。これを市町村が指定を行うということに、今後、事業者が新規に開設したいといった場合に、市町村が指定するというようなことで、利用者については今までどおり全く同じ形で利用できます。料金も一緒です。

○議長（田嶋輝雄君） 7番議員。

○7番（佐々木寿夫君） 最後に、料金のことなのですが、要支援1、2の方は介護保険が適用されないというように変わったというように理解しているのですが、例えばこの小規模の地域密着型の場合でも、介護保険料が適用になるサービスもあるのではないかと思いますのですが、そうすると要支援1、2の方は介護保険料を使えなくなる可能性があるのではないかと思いますのですが、この介護保険料が使えなくなる可能性があるかどうか、その辺についてお答えください。

○議長（田嶋輝雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（田嶋史洋君） お答えいたします。

それは、全くございません。今までどおり利用可能でございまして、そういう心配は今のところございません。

○議長（田嶋輝雄君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第30号七戸町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○日程第16 議案第31号

○議長（田嶋輝雄君） 日程第16 議案第31号七戸町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 質疑がありませんので、質疑を終結します。
これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 討論がありませんので、討論を終結します。
これより、本案について採決します。
本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議なしと認めます。

したがって、議案第31号七戸町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○日程第17 議案第32号

○議長(田嶋輝雄君) 日程第17 議案第32号七戸町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 質疑がありませんので、質疑を終結します。
これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 討論がありませんので、討論を終結します。
これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議なしと認めます。

したがって、議案第32号七戸町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○日程第18 議案第33号

○議長(田嶋輝雄君) 日程第18 議案第33号七戸町営住宅条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第33号七戸町営住宅条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○日程第19 議案第34号

○議長(田嶋輝雄君) 日程第19 議案第34号七戸町農業施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

15番。

○15番(三上正二君) 教えてもらいたいのですけれども、この「行わせるものとする。」を「管理を行わせることができるものとする。」、この具体的にはどういう意味合いを持つのですか。なにか意図があるからやっているのかところだと思いのですけれども。全てがこのようになっているのですよね。

○議長(田嶋輝雄君) 総務課長。

○総務課長(鳥谷部 昇君) お答えいたします。

七戸町公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例でいきますと、指定管理を受ける相手方というのは、法人その他の団体で当町が指定するものに行わせるものとするというようにうたっております。

今回、改正するのは、いろいろな施設が指定管理受けているわけですが、そういう施設について活用方法等、いろいろな方法を考えていくという、いわゆる見直しでございますけれども、そういう中で広く、そういう施設の活用方法を考えていくというところから、その相手方の指定管理者の相手方を広く公募するというようなことから、行わせることができるというような文言にしたものでございます。

○議長(田嶋輝雄君) 15番議員。

○15番(三上正二君) ということは、今まで町長が指定した以外の人達でも簡単に手を挙げれるということになるのかな。

○議長(田嶋輝雄君) 総務課長。

○総務課長（鳥谷部 昇君） そのとおりでございます。

○議長（田嶋輝雄君） 7番議員。

○7番（佐々木寿夫君） この指定管理者は公募を進めるということなのですが、平成29年中に、これで該当するところは、どこか考えていますか。

○議長（田嶋輝雄君） 総務課長。

○総務課長（鳥谷部 昇君） お答えいたします。

先般、お話がありましたけれども、わんだむらんどについては平成29年度からシルバーに委託するというようなことになっております。

○議長（田嶋輝雄君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第34号七戸町農業施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○日程第20 議案第36号

○議長（田嶋輝雄君） 日程第20 議案第36号七戸町公の施設における指定管理者の指定期間変更についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

7番議員。

○7番（佐々木寿夫君） 5年が2年になっているのですが、提案理由をもう少し詳しく教えてください。

○議長（田嶋輝雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（田嶋史洋君） お答えいたします。

これは今、天間林老人福祉センターが社会福祉法人七戸町社会福祉協議会に指定管理しているものでございますが、新年度からシルバー人材センター及び天間西小学童保育クラブが老人福祉センターのほうに入ると同時に利用するというようになってございますので、指定管理が又貸しするということが適切ではないということで、変更いたしまして、管理的に言えば私ども健康福祉課が管理していくということの提案でございます。

○議長（田嶋輝雄君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第36号七戸町公の施設における指定管理者の指定期間変更については、原案のとおり可決されました。

○日程第21 議案第37号

○議長（田嶋輝雄君） 日程第21 議案第37号町道路線の廃止についてを議題とします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第37号町道路線の廃止については、原案のとおり可決されました。

○日程第22 議案第38号

○議長（田嶋輝雄君） 日程第22 議案第38号町道路線の認定についてを議題とします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第38号町道路線の認定については、原案のとおり可決されました。

○日程第23 議案第39号

○議長（田嶋輝雄君） 日程第23 議案第39号業務委託変更契約の締結について（七戸町防犯灯LED化ESCO事業業務委託）を議題とします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第39号業務委託変更契約の締結について（七戸町防犯灯LED化ESCO事業業務委託）は、原案のとおり可決されました。

○日程第24 議案第40号

○議長（田嶋輝雄君） 日程第24 議案第40号青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更についてを議題とします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第40号青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

○日程第25 議案第1号

○議長(田嶋輝雄君) 日程第25 議案第1号平成28年度七戸町一般会計補正予算(第8号)を議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入から行います。

11ページ、1款2項1目固定資産税から、13ページ、13款3項2目民生費委託金まで、発言を許します。

7番議員。

○7番(佐々木寿夫君) 11ページ、1款2項固定資産税についてですが、固定資産税の滞納繰越分が187万円ほど収入がふえているのですが、伺います。

この滞納繰越の問題で、例えば前にも1回質問したと思うのですが、田清の跡地とか、あの辺の固定資産税はどのようになっていますか。

○議長(田嶋輝雄君) 税務課長。

○税務課長(鳥谷部 勉君) お答えします。

現在、登記上、田清が所有していますので会社自体はないのですが、課税はあくまでも田清に課税しております。

以上です。

○7番(佐々木寿夫君) そうすると、そこについては固定資産税は、まずとれるかどうかということと、もう一つはそのような土地はまだあるかどうかということ伺います。

○議長(田嶋輝雄君) 税務課長。

○税務課長(鳥谷部 勉君) お答えします。

現在、会社自体がなくても資産がございますので課税はしております。ただ、本来であれば土地、建物等競売に付すべきものでございますが、いかんせん、銀行等の抵当権が設定されておりまして、町のほうに入る見込みがありません。ただ現在、田清に関しまして

は担保物件の競売が進行しておりまして、現在、青森地方裁判所において今週入札が終了し、来週開札があると聞いております。

また、同様の物件につきましては、七戸町には青森ニットのところとか、パチンコ新幹線のところとかございますけれども、会社自体はないのでございますが、所有資産がまだ残っている状態でございます。

○議長（田嶋輝雄君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 次に、13ページ、14款1項1目民生費負担金から、17ページ、20款1項7目災害復旧債まで、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 次に、歳出に入ります。

18ページ、1款1項1目議会費から、23ページ、2款4項3目参議院議員選挙費まで、発言を許します。

10番議員。

○10番（田嶋弘一君） 21ページ、2款1項18目全てについてお伺いいたします。

私たちの地域おこし協力隊ということで、地域おこしという事業なのですけれども、本来であれば足りないと言われるのが正規くらいなのだけれども、報酬なんかも400万円削減ということは、若干1名か2名減額、もしくは住宅借り上げということであるけれども、住宅を借り上げするには、まちおこしの場合は、ほとんど地元に住んで、将来良ければこの地元に着定するという感じでありましてけれども、この減額しているということは私は夢がないというか、という感じがするのだけれども。その辺内容、お願いいたします。

○議長（田嶋輝雄君） 地域おこし総合戦略課長。

○地域おこし総合戦略課長（田嶋邦貴君） お答えします。

この減額は、当初、地域おこし協力隊を観光部門2名、農林部門2名、4名を予定しておりました。農林課のほうのローズカントリーのほうに二度ほど募集をかけましたけれども、申請がございませんでしたので、2名分の減額です。減額の内訳が全てこの報酬から負担金のほうまで全部減額という内容でございます。

以上です。

○議長（田嶋輝雄君） 10番議員。

○10番（田嶋弘一君） 私の知っている範囲だけれども、これはもう日本でやるという形で、東京都内にそういう学生塾、大体毎年、間違っていたらごめん、200人か2,000人か、どちらかでそれを全部、全国に派遣するという形であるのですけれども、ほかの地域でいえばかなり農業に関して結構、夫婦で来るとか、そういうのがあるのだけれども、我が地区はアピールの仕方か、それとも農業に関してこういう里親というか、観光ばかりではなくて過疎という形で結構、求めている農業者がいるのだけれども、その辺まで

の募集をしているのか、県外だけなのか、その辺の募集の仕方をどのようになっているのか。

○議長（田嶋輝雄君） 地域おこし総合戦略課長。

○地域おこし総合戦略課長（田嶋邦貴君） お答えします。

募集につきましては、当然、要項がございまして、例えば同じような市町村だと人口減少のところから協力隊が来るということではございませんので、その首都部であるとかそういうところから来るというのが一つ原則がございまして。

もう一つ、農業分野のさまざまなその募集ということでございましてけれども、各担当課といろいろと話をしております。その協力隊について必要なのか、あるいは農業部門とか観光部門、その他の部門で必要な部門との話をしておりますので、今おっしゃるとおりそちらのほうから上がってくると、そういうところの募集の仕方が、申請どのようにしましょうかという話になっていくと思います。今のところ、そういう要請がございませんでしたので、今のような募集になっております。

以上です。

○議長（田嶋輝雄君） 10番議員。

○10番（田嶋弘一君） 戦略だから、やはりもっと前向きに戦略していくべきなのが、例えば都内にあるのならそこに集中するとか、お互いをパイプというか。前回は千葉県から我が地区に来た女性が2人いて、ちょっとお願いすると興味があつて来るのですよね。ところが、生かせないで終わった経緯もあるのでございますけれども、やはりその辺、そういう形でまちおこし部隊ばかりではなくて、観光の農林課という形の課長会議のときの、お互いに話し合いながら進めれば、結構、情報交換できるような感じがするのだけれども、そういう方向で進めて、それからまちおこしをしたほうが、私はよいかと思うのですけれども、やはり東京都内が1番若い世代があふれているということで、集中的にやったほうがいいと思うのですけれども、そういう検討をしますか。

○議長（田嶋輝雄君） 地域おこし総合戦略課長。

○地域おこし総合戦略課長（田嶋邦貴君） お答えします。

今議員おっしゃるとおり、総合戦略の審議委員会というものもあつてまして、各課長、関係課がありますので、その場でもいろいろと情報交換しております。今言うとおおり、さらなる情報交換をしながら、首都圏のほうでもそういうPRする場がありますので、そういうところも活用しながら進めていきたいと考えております。

○議長（田嶋輝雄君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 次に、23ページ、3款1項1目社会福祉総務費から、27ページ、4款2項3目下水処理費まで、発言を許します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 次に、27ページ、6款1項1目農業委員会費から、30ページ

ジ、6款2項2目林道維持管理費まで、発言を許します。

15番議員。

○15番（三上正二君） 27ページの7目19節、毎年こうなのですけれども、6次産業化推進事業費補助金。たしか予算では300万円というのが前年これくらい、3分の1ぐらい減額されるのですけれども、先般聞いた、例えば起業という形の、まずそして、これは多分、農林課長。1番最初にスタートしたときの現実の6次産業の規定と今の規定の違いを教えてください。

○議長（田嶋輝雄君） 農林課長。

○農林課長（天間孝栄君） お答えします。

1番スタートの時はちょっとわからないので、その違いまでとなると申しわけありません。お答えできません。何でしたら、別の時間でも。

○議長（田嶋輝雄君） 15番議員。

○15番（三上正二君） というのは、何で言うかということ、私も経営の事業で6次産業、補助事業をやったのです。そのときには、基本的には町もそうだったと思うのですけれども、まず農業者であること。自分のところにつくって、それを自分のところで加工して、自分で販売をするというのが原則だったのです。恐らく今も町のほうもそうなっているのではないですか。

でも、今は変わって、その地域の物を地域の人が加工して、地域の誰かが販売すればいいというぐらいに変わってきたのです。こうなってくると、例えば今までであれば、6次産業というのは農家でなければいけないということなのですけれども、きのうだったかな、起業の創出のいろいろな予算をとっているものもあるし、それから講演とかそういうものもある。そういう絡みの中でこれも使えるのではないのかなということがあから今聞いたのです。

せっかく予算をとりながら、向こうも予算をとっている、こっちも予算をとっている。合わせれば、なんだかねで1,000万円近くの予算ですから。だけでも、それが名前が違ったとしても、そのように使える可能性があると思うので、その辺は検討してもらえませんかでしょうか。

○議長（田嶋輝雄君） 農林課長。

○農林課長（天間孝栄君） 現在の6款に載っているのは、まず農業者という形で載っていますけれども、商工のほうでも起業する人に補助を用意してあると思います。その辺は商工のほうと農業のほうと、いろいろ密に連携しながら今後も進めていきたいと思っています。

今までは農業でなければならぬという規定があったと思いますけれども、今後そういう議員が今おっしゃるような制度、緩くしてとか、来年以降は、今後またいろいろな商工の関係と相談しながら、より使いやすい補助にしていきたいと思っています。

以上です。

○議長（田嶋輝雄君） 15番議員。

○15番（三上正二君） なんでかという、この1番最初にやったときは形から入ったと思うのです。国のほうでも。町でもそうだけれども。農家である農業をして農産品をつくる、これも半端な仕事ではないですよ。みんな篤農家と言われる方が一所懸命やっているはずです。それから、加工する立場もそうです。それから販売するのも半端ではないです。これを1人でやったら、なかなか難しいです。

でも、たまたま農業振興費が入っていますが、でも農業が振興するというような、ここにある地域の誰かの分であればいいのですけれども、それが要するに付加価値が付いて、そのようになっていけばいいわけでしょう。そのための6次産業だから。では、そのときにその技術を持った、例えば加工する専門の人、例えばお菓子であればお菓子屋さんもあるでしょうし、いろいろな形の人があると思うのです。でも、そういう形ごと農業の6次産業もそのように変わってきていますので、その形、それから販売先もそういう形のところで、もっと目を広げたほうが、かえってこれで生きるの、せつかく予算をとりながら、毎年減額、減額では、かわいそうだなと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（田嶋輝雄君） 8番議員。

○8番（瀬川左一君） 28ページの、11目の中で町営牧野管理費とあるのだけれども、この全ての中においては、今、町では中部があって畜産組合があって、やっているところはただ一つ、この町営の牧場なのだけれども、これが平成26年、平成27年、平成28年、牛の頭数とか、それに牛が高騰している中で、今どのような状況であるかの現状をお願いいたします。

○議長（田嶋輝雄君） 農林課長。

○農林課長（天間孝栄君） お答えします。

町の牧場が1個ということで、それからその牧場に預ける牛も年々減少しています。その農家の高齢化とかいろいろな部分もあると思いますけれども、事実その頭数は減っております。現状ですけれども、例えば優良雌牛導入補助金、1頭当たり最大10万円を町では単独事業としてやってきました。たまたま、平成28年度は県のほうでも上乗せ補助という形で、それにさらに10万円プラスしております。

これは、本当に町もそうですけれども、農家も大変助かっております。1頭80万円とか100万円、120万円とかという牛も結構出てきておりますので、前は1頭五、六十万円に最大町が10万円という形でしたけれども、平成28年度は県のほうも10万円上乗せと。県のほうに伺ったら県のほうは単年度限りという話でしたけれども、本当はこういう高騰時期なので町としても県のほうに、できれば平成29年度も上乗せ補助できないでしょうかというお願いは会議のたびにしております。

牧場1個ですけれども、町としては今後も継続して運営していきたいと考えております。

以上です。

○議長（田嶋輝雄君） 8番議員。

○8番（瀬川左一君） 前は私たち、十何年も前なのだけれども、ほとんどの農家が繁殖牛を置いてやったときは、非常に子牛も安くて採算性もなくして辞めたりなんかしている中で、後継者が非常に、農業自体が少なくなっているということで、今、牛も70万円、80万円、今課長がしゃっべているとおり、非常に農家が畜産をやりながら、元は全部畜産をやりながらの農業経営だったのだけれども、それに対してふえているのか。今後このようなのがふえる見通しがあるのか。そのような指導は、どのように畜産関係でも組合員がどのように行われて、地域に活力のようなものを与えているのか、っていないのかも。経営も牛が状態がよいものだから、その辺はどのような状態になっているのか。指導のほう。

○議長（田嶋輝雄君） 農林課長。

○農林課長（天間孝栄君） お答えします。

ふえているのかというと、実際、牛の数は減っています。ただ、子牛の値段が本当に高騰しておりますので、子牛を買ってきて、今度それを売るときにさらにまた高い値段で売れば、これは農家が大変助かる話なので、今後も営農していく分にはすごく助かると思いますけれども、やはりその辺の子牛の価格の動向、さらに育てた後の牛の売買価格の動向もありますので、見通しは難しいのですけれども、町としてはまず頑張っている酪農農家を極力バックアップしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（田嶋輝雄君） 8番議員。

○8番（瀬川左一君） 一つに、畜産組合が宮城県のほうから繁殖牛のすばらしい親牛にしたいということで買ってくるのだけれども、その中で町も補助とか畜産組合だけの補助金の中で行われているか、その辺もお聞きします。

○議長（田嶋輝雄君） 農林課長。

○農林課長（天間孝栄君） お答えします。

今の行っている町の補助は各種ありますけれども、その辺も組合とも相談しながら、今後やはり新たな部分でのバックアップが必要であるということであれば、それなりに町としても今後、財政と相談しながら、どのぐらいバックアップできるかというのは検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（田嶋輝雄君） ほかにありませか。

7番議員。

○7番（佐々木寿夫君） 29ページ、18目19節中山間地域総合整備事業費負担金なのですが、当初予算ではこれは5,000万円ほど持っているのですよね。それが今度は1,600万円。約3割近く減らされているのですが、中山間地域総合整備事業というのは、非常に集落を再生する上で、非常に大切な事業なのですが、これはどうしてこのよう

になったのかお知らせください。

○議長（田嶋輝雄君） 農林課長。

○農林課長（天間孝栄君） お答えします。

中山間事業ですけれども、県が行っていただいております。町としては負担金としてお支払いしていますけれども、当初の要望件数、15件ですけれども、県のほうで予算が付いたのが12件。それから、中には反対により行われなくなった道路とかもいろいろあります。この減額というのは、その町の予算に対して県の予算が幾ら幾ら付きましたよと。要望より減額された部分とか、そのやるのをやらなかった部分とかで、別な道路に切り替えた部分とか、あとはその工事の額が変わったとか、報償費などの変更が生じたとか、あとはその入札の減とかというものが、いろいろな部分で相互に額が変更になってこういう減額ということになっております。

以上です。

○議長（田嶋輝雄君） ほかにありませんか。

10番議員。

○10番（田嶋弘一君） 27ページの7目19節。オーガニックプラン推進というところで、稲作のところがあるのですけれども、これもちょっと減額になっているのですけれども、これは地産地消ということで、当時、小又村長がやった時代の事業なのですけれども、今その学校給食にも使われ約10町歩、1,000俵、あるいは倍ということで、そこからスタートしながら、みよこ米という形でやってきたのですけれども。

一時は70町歩まで進んだのだけれども、今は下降線。ところが、津軽のほうでは青天の霹靂と。この辺が私からしてみれば、安心・安全ということで、当時、知事が地元産をアピールするということになりましたけれども、このオーガニックについて少々私なりにやった経緯なのですけれども、例えば前にも町長に言いましたけれども、ピクリンに補助金を出すよりも、農地の耕地する補助金のほうがいいのではないかと。ところが、ナガイモでもそうなのですけれども、自分たちがこうやっても、やはりそういう有機栽培でいくか、ピクリンで畑を直そうとしても、やはりなんというか、芋の皮をむいたときでもそうなのだけれども、意外と農地をよくしたほうがいいのかという形のほうが、日持ちがいいのですよね。

ということで、こういう事業を進めるには、もっとアピールが必要だと思うのです。できれば、これから海外にも、その小売り事業もあるのですけれども、やはりそういう形で地元産をアピールをしながらすべきことだと思うのですけれども。そうすればもっと広がっていくし。

例えばこれから向こうにいくとすれば、今後の開発を、水稻をもっと、販売高を上げていくとなれば、いろいろな形で、例えばこれからできるかできないかわからないけれども、台湾に行くときなんか、地元の物をお土産に持って行ってアピールするとか、そういう考えはありますか。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

ちょうど台湾から経済団体の方々が来たときに、寿司屋を営んでいる方も来ました。そのときに、日本でいろいろとご飯を食べたのですけれども、これを欲しいなど、この米を寿司に使ってみたいと。高雄市の寿司屋さんでチェーンをやっているそうですけれども。そこには今ちょうどサンプルを送っています。いわゆる、そのみよこ米ということで。その結果はまだ来ていませんが、それ次第では、ひょっとすれば販路の拡大というか、外国への売り込みというのもできるかもしれない。かなり期待をしているのですけれども、いわゆる営んでいる人が、食べてみて使ってみてみたいという。ただ、やはりサンプルを欲しいということで送ってやっています、そろそろ返事が来るのではないかと。

こういったことで経済的な交流ということのめどをつけたいし、このオーガニックプランで栽培した米の、今もう一つの販路の拡大というのも検討していかなければならないと思っています。

○議長（田嶋輝雄君） 10番議員。

○10番（田嶋弘一君） 大変前向きな行動をしてるなど。それで、もうひとつ付け加えたいことが。すごくいいことをやっっているながら、そこで終わりなのですよ。もし、その話が本当化したら、やはり新聞記者も呼んでアピールしないと我が町がアピールされない。控え目ではなく戦略ということで、進めるべきだと思うのですけれども。もしその答えが来たら、すぐ新聞記者を呼びますか。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） 青天の霹靂ではなくて、ましっぐらで、単品で海外で引き合いがあるというのは、これはもうニュースになると思います。お二人いらっしゃいますので、しっかり聞いていると思いますので、そのときは当然お知らせして1面トップで書いてもらいたいと思っています。

○議長（田嶋輝雄君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） ここで、11時15分まで休憩します。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時15分

○議長（田嶋輝雄君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

先ほどの15番議員の質問に関してで、農林課長より補足説明があります。

農林課長。

○農林課長（天間孝栄君） 先ほどの答弁の中で、今の6次産業の要項が、農家に限らず七戸町の農林水産物を活用し、新たな付加価値を見出す農産物加工販売サービスに取り組む個人、団体等に対してという要項になっておりますので、農家に限りません。

○議長（田嶋輝雄君） 15番議員。

○15番（三上正二君） ありがとうございます。ということになれば、先ほどの話したみたいに企業という形の中で、いろいろな大きな範囲の中で捉えていいと思うのです。そういう最初は私もたまたまやったから覚えているだけで、別にあなたが悪いわけではないのです。でも、そのように国の制度も変わってきていますので、ぜひ商工観光課のほうも、それから地域おこしでも、いろいろな形に使えらると思いますので、そういう方向で取り組んでもらいたいです。

○議長（田嶋輝雄君） 次に、30ページ、7款1項2目商工業振興費から、34ページ、9款1項3目消防施設費まで、発言を許します。

2番議員。

○2番（小坂義貞君） 31ページの1項1目の土木総務費、19節。これが1,044万5,000円の減額ということで、内訳は民間賃貸住宅建設助成事業補助金が407万円。その下が、産業活性化住宅新築・リフォーム支援事業補助金、それが636万円。これが減額になった理由の説明をお願いします。

○議長（田嶋輝雄君） 建設課長。

○建設課長（仁和圭昭君） お答えします。

19節の主な減額事由でございますけれども、定住促進関連の事業ということでありますけれども、民間賃貸住宅建設助成事業補助金407万円については、平成28年度実績がないということで当初予算から、そのまま407万円の減額をしております。

続いて、産業活性化住宅新築・リフォーム支援事業補助金でございますけれども、当初800万円ほどとっておりましたけれども、各補正で、補正等踏まえて2,100万円ほどとっておりました。実績によりまして、今回1,467万円の実績ということで630万円の減額をしております。

以上でございます。

○議長（田嶋輝雄君） 2番議員。

○2番（小坂義貞君） 議案の理由はわかりました。まず上のほう、賃貸です。住宅の補助金は、一世帯当たり補助金額とかそういう設定があるのですか。また、次はリフォームの件、同じ下の件でも、一世帯当たりの補助金というのは上限が幾らですか。

○議長（田嶋輝雄君） 建設課長。

○建設課長（仁和圭昭君） お答えします。

民間賃貸住宅建設助成事業でございますけれども、これは戸建てで戸当たり100万円。共同住宅で戸当たり50万円ということになっておりますけれども、共同住宅については、戸建て2戸以上、または1棟当たり2戸以上ということでやっております。

産業活性化住宅新築・リフォーム支援事業につきましては、契約額の新築については、契約額の税抜き3%で上限を50万円としております。リフォームについては、契約額の税抜きの10%ということで上限を30万円ということで交付しております。

以上です。

○議長（田嶋輝雄君） 2番議員。

○2番（小坂義貞君） これにまず関係ないのですけれども、今住宅に入る人が私の知り合いでも、待っているような状態で、町営住宅の空きがないというような話も聞いています。その中でこういう事業補助を出して、また周りではそういう工務店というのですか、大工にそのような話があるみたいで、アパートを新築、町に建てたいというような話しているので、その活用、どんどん活用して出せば人口が少しでもふえていくという要素がありますので、もっと事業者なり、また一般の町民にもPRする場を設けたほうが、私はいいと思って。

以上です。

○議長（田嶋輝雄君） ほかにありませんか。

7番議員。

○7番（佐々木寿夫君） 30ページ、観光費。3目15節工事請負費、観光施設設備工事費と2,500万円となっているのですが、この観光設備工事費2,500万円。これはどこに使ったやつですか。

○議長（田嶋輝雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（附田敬吾君） お答えします。

この観光施設設備工事費ですけれども、中身に関してはW i - F i 利用環境整備事業です。これに関して、国の事業で東北観光復興対策交付金を活用して実施するものです。繰越明許により平成29年度実施する予定です。中身に関しては、ローズカントリー、スキー場へのW i - F i 環境のまず整備ということで、工事の中身ですけれども、光ケーブルの整備が牧場の通りのほうから約1,700メートル、光ケーブルを引かなければならないと。その後、ローズカントリーの管理棟とか、ローズカントリーのエリア、あとはスキー場のほう、そちらのほうにW i - F i のアンテナを設置する予定です。

以上です。

○議長（田嶋輝雄君） 7番議員。

○7番（佐々木寿夫君） これは、収入のほうにある国の東北観光復興対策交付金ということで2,000万円ほど入っているのですが、それを使っているのですか。それから、町の持ち出しはどのぐらいか。

○議長（田嶋輝雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（附田敬吾君） 説明不足で大変申しわけありません。これに関しては歳入のほうに2,000万円計上しております。これに関しては、10分の8が補助率で、10分の2、5分の1が町の持ち出しということで、これでいきますと、504万2,000円が町の持ち出しということになります。

以上です。

○議長（田嶋輝雄君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 次に、34ページ、10款1項1目教育委員会費から、43ページ、13款2項14目高額療養費貸付金利子まで、発言を許します。

7番。

○7番（佐々木寿夫君） 39ページ、文化財保護費の17節用地購入費547万2,000円。これが減額になっているのですが、このことを教えてください。

○議長（田嶋輝雄君） 世界遺産対策室長。

○世界遺産対策室長（小山彦逸君） お答えいたします。

この17節の公有財産購入費が減額になっている大きな理由は、二ツ森貝塚の土地の買い上げに当たりまして、平成27年度に土地の平米当たりの単価で積算を出して、国のほうに申請をいたしました。そして、平成28年度に不動産鑑定士に土地の鑑定をしたところ、平米当たりの単価が下がったと。そのことによって、この減額が生じたということになります。

以上でございます。

○議長（田嶋輝雄君） 7番議員。

○7番（佐々木寿夫君） そうすれば、委託料のところの土地鑑定料・建物等移転補償調査委託料、この辺との関係はありますか。

○議長（田嶋輝雄君） 世界遺産対策室長。

○世界遺産対策室長（小山彦逸君） この委託料の土地鑑定料及び建物等移転補償調査委託料、全部これに関係がございます。

○議長（田嶋輝雄君） 7番議員。

○7番（佐々木寿夫君） 私は、よくわからないから聞くのですが、二ツ森のまず貝塚の土地をいろいろ買っていきますよね。そうすると、住宅地と隣り合わせになりますね。私は要するに、住宅地も、施設というのは遺跡ですから、住宅地などでしっかりこう遺跡として買い上げてしまったほうがよいと思うのですが、住宅とこの遺跡の関係というのは、どのように考えていますか。

○議長（田嶋輝雄君） 世界遺産対策室長。

○世界遺産対策室長（小山彦逸君） お答えいたします。

住宅とこの遺跡といいますか、史跡の関係ということでお答えしてよろしいでしょうか。住宅というのは現在住んでいる方がいらっしゃいます。基本的には住宅があっても今現在住んでいる方は、そのままそこで生活をしていただくというのが大原則になろうかと思えます。

例えば、ナガイモをつくることによって、トレンチャーで遺跡が壊れるとか、あるいは家を建てたい、新築したいといった場合には、当然文化庁と協議をして遺跡が壊されるといった場合には、土地の買い上げということが出てまいりますけれども、基本的にはその全てを買い取るということではなくて、今現在生活している方は、そのままで生活をしていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（田嶋輝雄君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 次に、歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

10番議員。

○10番（田嶋弘一君） 36ページと37ページになるのですがけれども、教育振興費、双方をお伺いいたします。

私の計算の間違いか、わかりませんが、大体、予算と決算をこう比べてみると、この扶助費のところの学校給食費200万円と。下にきて360万円となっているのですが、自分のとり方でいえば子供が転校したのかなとか、そのように感じるのだけでも、予算よりもかなり減ったということの原因をお伺いいたします。

○議長（田嶋輝雄君） 学務課長。

○学務課長（中野昭弘君） お答えいたします。

当初、積算したときの給食数、食の数を大体、当初では200食で計算しております。200というのは大体、児童生徒が出校する日数、学校に出る日数とほぼ符合しております。実際1年過ごしますと、給食がある日とかない日とか学校によってそれぞれ違いますが、平均すると大体180食とか、そのくらいまでに給食の数が落ち込みます。したがって、その差額がこの金額、減額の金額となっております。

○議長（田嶋輝雄君） 10番議員。

○10番（田嶋弘一君） 私から言わせれば、ここはいいとしても、学校教育の中で三角で減額というよりも、びっしり使うのが教育だなと私は思っているのだけれども、ところがこれを見ると200万円といえ、かなり違った計画になるのですよね。下もそうですけれども、上とトータルで予算を約6,000万円でいけば約600万円。10分の1の減額補正で出ているから、その10分の1が5%ぐらいであればわかるのだけれども、1年間の計画というのは大体あるでしょう。その辺がいつもこういう形で出てくるのだけれども、やはりそのパターンでこれからもやっていくつもりですか。

○議長（田嶋輝雄君） 学務課長。

○学務課長（中野昭弘君） お答えいたします。

予算計上する段階では、全児童生徒が全て給食を食べた計算で積算しております。しかし、年度途中で例えばインフルエンザとか学級閉鎖とか、学校閉鎖はなかったと思うのですが、そういうこともございます。それらを最初から計画するわけにはいきませんので、いたし方のないことかなと私は思っております。

○議長（田嶋輝雄君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ）

○議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議なしと認めます。

したがって、議案第1号平成28年度七戸町一般会計補正予算(第8号)は原案のとおり可決されました。

○議長(田嶋輝雄君) 暫時休憩します。

休憩 午前11時33分

再開 午前11時34分

○議長(田嶋輝雄君) 休憩を取り消し、会議を開きます。

○日程第26 議案第2号

○議長(田嶋輝雄君) 日程第26 議案第2号平成28年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)を議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議なしと認めます。

したがって、議案第2号平成28年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)は、原案のとおり可決されました。

○日程第27 議案第3号

○議長(田嶋輝雄君) 日程第27 議案第3号平成28年度七戸町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第3号平成28年度七戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

○日程第28 議案第4号

○議長（田嶋輝雄君） 日程第28 議案第4号平成28年度七戸町介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第4号平成28年度七戸町介護保険特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

○日程第29 議案第5号

○議長（田嶋輝雄君） 日程第29 議案第5号平成28年度七戸町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第5号平成28年度七戸町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

○日程第30 議案第6号

○議長（田嶋輝雄君） 日程第30 議案第6号平成28年度七戸町七戸霊園事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第6号平成28年度七戸町七戸霊園事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

○日程第31 議案第7号

○議長（田嶋輝雄君） 日程第31 議案第7号平成28年度七戸町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第7号平成28年度七戸町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)は、原案のとおり可決されました。

○日程第32 議案第8号

○議長(田嶋輝雄君) 日程第32 議案第8号平成28年度七戸町農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第8号平成28年度七戸町農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)は、原案のとおり可決されました。

○日程第33 議案第9号

○議長(田嶋輝雄君) 日程第33 議案第9号平成28年度七戸町水道事業会計補正予算(第5号)を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

水道事業会計全般にわたり発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第9号平成28年度七戸町水道事業会計補正予算(第5号)は、原案のとおり可決されました。

15番議員。

○15番(三上正二君) これは、議長じゃないと思うのだけれども、事務局だと思うのだけれども、議案第5号で七戸町介護サービス事業で歳入歳出全般において発言を許しますと言ったの。これを見てみて、歳入どこにあるの。歳出の補正でしょう。

これは、事務局のほうで、やはりその辺をちゃんとしてくれないと、これは単なる間違いでなく、これがだめだとかそういうことではなく、だから、これは歳出だけの補正だから、それを議長がそのまま読んでいると思うので、だけどこれは事務局のほうでちゃんと確認しないと。歳入がない、歳出だけなのに歳入歳出って、歳入はどこにあるのって。そういうことです。

○議長(田嶋輝雄君) 大変失礼いたしました。ありがとうございます。今後、気をつけます。

暫時休憩します。

休憩 午前11時42分

再会 午前11時43分

○議長(田嶋輝雄君) 休憩を取り消し、会議を開きます。

○日程第34 議案第10号から議案第18号まで

○議長(田嶋輝雄君) 日程第34 議案第10号平成29年度七戸町一般会計予算から議案第18号平成29年度七戸町水道事業会計予算までの予算案9件を一括議題といたします。

本件9件については、去る3月1日の本会議において、予算審査特別委員会に審査付託しておりましたが、予算審査特別委員会より審査の結果報告書が議長のもとに提出されております。

予算審査特別委員長より審査報告を求めます。

予算審査特別委員長。

○**予算審査特別委員会委員長（中村正彦君）** 審査結果の御報告をいたします。

3月1日の本会議において、議長を除く全議員による予算審査特別委員会が設置され、付託されました、議案第10号平成29年度七戸町一般会計予算から議案第18号平成29年度七戸町水道事業会計予算までの9議案について、3月7日と3月8日の2日間にわたり慎重審査の結果、お手元に配付いたしました委員会審査報告書のとおり、全議案、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告しますが、議員各位におかれましては、全会一致で御賛同いただきますようお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

○**議長（田嶋輝雄君）** これで、予算審査特別委員長の報告を終わります。

初めに、議案第10号平成29年度七戸町一般会計予算を議題とします。

お諮りします。

委員長報告に対する質疑、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○**議長（田嶋輝雄君）** 御異議がありませんので、質疑、討論を省略することに決定しました。

これより、採決します。

本案に対する委員長報告は、可決すべきものです。

委員長報告のとおり、可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○**議長（田嶋輝雄君）** 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第10号平成29年度七戸町一般会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号平成29年度七戸町国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

お諮りします。

委員長報告に対する質疑、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○**議長（田嶋輝雄君）** 御異議がありませんので、質疑、討論を省略することに決定いたしました。

これより、採決します。

本案に対する委員長報告は、可決すべきものです。

委員長報告のとおり、可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○**議長（田嶋輝雄君）** 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第11号平成29年度七戸町国民健康保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号平成29年度七戸町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。
お諮りします。

委員長報告に対する質疑、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議がありませんので、質疑、討論を省略することに決定いたしました。

これより、採決します。

本案に対する委員長報告は、可決すべきものです。

委員長報告のとおり、可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議なしと認めます。

したがって、議案第12号平成29年度七戸町後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号平成29年度七戸町介護保険特別会計予算を議題とします。

お諮りします。

委員長報告に対する質疑、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議がありませんので、質疑、討論を省略することに決定しました。

これより、採決します。

本案に対する委員長報告は、可決すべきものです。

委員長報告のとおり、可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議なしと認めます。

したがって、議案第13号平成29年度七戸町介護保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号平成29年度七戸町介護サービス事業特別会計予算を議題とします。

お諮りします。

委員長報告に対する質疑、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議がありませんので、質疑、討論を省略することに決定しました。

これより、採決します。

本案に対する委員長報告は、可決すべきものです。

委員長報告のとおり、可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第14号平成29年度七戸町介護サービス事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号平成29年度七戸町七戸霊園事業特別会計予算を議題とします。
お諮りします。

委員長報告に対する質疑、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議がありませんので、質疑、討論を省略することに決定しました。

これより、採決します。

本案に対する委員長報告は、可決すべきものです。

委員長報告のとおり、可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第15号平成29年度七戸町七戸霊園事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号平成29年度七戸町公共下水道事業特別会計予算を議題とします。
お諮りします。

委員長報告に対する質疑、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議がありませんので、質疑、討論を省略することに決定いたしました。

これより、採決します。

本案に対する委員長報告は、可決すべきものです。

委員長報告のとおり、可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第16号平成29年度七戸町公共下水道事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号平成29年度七戸町農業集落排水事業特別会計予算を議題とします。
お諮りします。

お諮りします。

委員長報告に対する質疑、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議がありませんので、質疑、討論を省略することに決定しま

した。

これより、採決します。

本案に対する委員長報告は、可決すべきものです。

委員長報告のとおり、可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第17号平成29年度七戸町農業集落排水事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号平成29年度七戸町水道事業会計予算を議題とします。

お諮りします。

委員長報告に対する質疑、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議がありませんので、質疑、討論を省略することに決定しました。

これより、採決します。

本案に対する委員長報告は、可決すべきものです。

委員長報告のとおり、可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第18号平成29年度七戸町水道事業会計予算は、原案のとおり可決されました。

○追加日程第1 議案第41号

○議長(田嶋輝雄君) 追加日程第1 追加案件に入ります。

議案第41号工事請負契約の締結について(城南小学校大規模改造工事)についての追加提出議案の説明を求めます。

町長。

○町長(小又 勉君) ただいま提出しました全議案を原案どおり可決くださいます。まことにありがとうございます。また、議員各位にはお疲れのところ、大変恐縮ではありますが追加議案がございますので、概要について御説明いたします。

議案第41号工事請負契約の締結については、町立城南小学校大規模改造工事の条件付き一般競争入札を平成29年2月28日に実施したところ、小又建設・石田産業特定建設工事共同企業体に落札となったので、地方自治法及び町条例の規定により、議会の議決を要することから提案するものであります。

以上、追加提案させていただきますので、慎重御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田嶋輝雄君） これより質疑に入ります。

発言を許します。

15番議員。

○15番（三上正二君） 追加というのはいいのですけれども、これだけの大きな工事なのですけれども、かなりかけて、前に全員協議会か何かで説明受けていたのか、記憶がないのだけれども。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） 全員協議会、大きな工事ですからやっているかということですが、これはやっていませんでした。

○議長（田嶋輝雄君） 15番議員。

○15番（三上正二君） でしたら、これはかなり全部にわたって、要するに全部ですよ。例えば屋内運動場の、要するに体育館のことだと思うのだけれども、体育館にしても外壁、屋根改修工事を全てをみんな一式という形で書いているけれども、これがそうでしょう。この辺のところ、説明してもらえないでしょうか。

○議長（田嶋輝雄君） 学務課長。

○学務課長（中野昭弘君） お答えいたします。

城南小学校大規模改造工事の内容でございます。校舎につきましては、屋根の全面張りかえ、外壁のクラック補修及び外壁の塗装、それから床に関しましては、張りかえではなくてサンダーで削ったのをウレタン塗装すると。それから、トイレの改修。体育館に関しましても、屋根の全面張かえ、それから外壁クラックの補修、その後の全面塗装。床に関しましても、サンダーがけ後のウレタン塗装。それから、トイレ改修。あと、照明をLEDにするというような内容となっております。

以上です。

○議長（田嶋輝雄君） 15番議員。

○15番（三上正二君） 町長、これだけのをやってもらったら、例えば時間的にせまられたとは思われるけれども、でもやはり何かの説明があってしかるべきだけれども、これはこれとして認めますけれども、次からはこういう工事はどこかの機会で行うべきだと思うのですけれども。お願いします。

○議長（田嶋輝雄君） ほかにありませんか。

8番議員。

○8番（瀬川左一君） 課長のほうからサンダーで床を磨いてウレタン塗装するというのだけれども、私もいろいろ古いものにはやったのだけれども、なかなかこうきれいにならないというのか、1回塗装されているのを削ってやるというのは非常に困難で、ある時私もあるところの見積もりをとったら、新しく張ったほうがお金が同じぐらいだったと思うのだけれども、もしその上に新しくフローリングをかけることも可能ではないのかなと思うのだけれども、そのほうが暖房も床の温かみもあるし、その辺をどう考えているのか。

○議長（田嶋輝雄君） 学務課長。

○学務課長（中野昭弘君） お答えいたします。

一応、設計会社のほうとも相談いたしまして、張りかえというよりも、城南小学校で使っている床の木材等を調査した結果、サンダーがけして、要はワックスがけです。してもそんなに今と変わらないということと、きれいになりますし、経費的にもそちらのほうが安いということで、このような工法にしております。

○議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第41号工事請負契約の締結について（城南小学校大規模改造工事）については、原案のとおり可決されました。

○閉会宣告

○議長（田嶋輝雄君） 以上で、今期定例会に付議された事件はすべて議了いたしました。

これをもって平成29年第1回七戸町議会定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

閉会 午後 0時01分

以上の会議録は、事務局長原子保幸の記載したものであるが、内容に相違ないことを証明するため、ここに署名する。

平成29年3月9日

上北郡七戸町議会 議長

議員

議員